

東久留米市規則第 号

東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則の一部を改正する規則

東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則（平成 21 年東久留米市規則第 16 号）  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「40 円」を「50 円」に改め、同項第 2 号中「90 円」を「100 円」に改め、同項第 3 号中「240 円」を「250 円」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第3条 (現行のとおり) (利用料金)</p> <p>第4条 (現行のとおり)</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる被保険者が、前条の規定により元気回復施設を利用したときは、1回の利用につき、当該各号に定める金額を補助するものとする。</p> <p>(1) 年齢が6歳未満の被保険者 <u>50円</u></p> <p>(2) 年齢が6歳以上12歳未満の被保険者 <u>100円</u></p> <p>(3) 年齢が12歳以上の被保険者 <u>250円</u></p>	<p>第1条から第3条 (略) (利用料金)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる被保険者が、前条の規定により元気回復施設を利用したときは、1回の利用につき、当該各号に定める金額を補助するものとする。</p> <p>(1) 年齢が6歳未満の被保険者 <u>40円</u></p> <p>(2) 年齢が6歳以上12歳未満の被保険者 <u>90円</u></p> <p>(3) 年齢が12歳以上の被保険者 <u>240円</u></p>
<p>第5条及び第6条 (現行のとおり)</p>	<p>第5条及び第6条 (略)</p>